平成２７年（フ）第４４号
福岡県古賀市小竹731番地５
債務者　福山　智之
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　敬三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月12日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３１３号
福岡市博多区博多駅南６丁目16番７―805号
債務者　井上　博之
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田部哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３９７号
福岡県糸島市高田５丁目21番６号
債務者　廣渡　聡将
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小坂　昌司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４４９号
福岡市東区香椎駅東３丁目13番７―401号
債務者　高澤　　洋
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井慎一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４５５号
福岡市城南区樋井川６丁目７番６号
債務者　梶尾　基晴
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒川　忠行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９３号
福井市日光２丁目13番３号
債務者　大島　英樹
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前波　裕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４４７号
福岡市南区柳河内２丁目３番49―409号
債務者　福島　正雄
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　昌孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３４３号
大阪府岸和田市西之内町21番12号
債務者　立山　信輔
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　あや
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月22日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第５４３４号
高知市春野町森山280番地１、申立時の住所
大阪市生野区生野東１丁目６番２―607号
債務者　山本　真代（旧姓深瀬）
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１８号
大阪府八尾市東町６丁目35番地
債務者　安田　洋章
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６５２号
大阪府交野市私部西１丁目46番１号　ブロッサムガーデンⅢ番館506号、住民票上の住所
大阪府枚方市香里園山之手町49番７号
債務者　山上純一郎
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６７８号
大阪府八尾市山城町５丁目１番23号　村井ビル山城201号
債務者　榊原　俊郎
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２４８号
大阪府茨木市南安威２丁目４番７―301号
債務者　間之口愛実（旧姓首藤）
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３８８号
大阪市淀川区木川西１丁目５番16―101号
債務者　河野　悦子
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７９号
函館市駒場町４番１―106号
債務者　外山　絵理
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第８７号
函館市白鳥町19番25号　リージョンハイツＡ101号室
債務者　板垣　弘康
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第６号
岩手県一関市旭町６番14号　サンハイツＫＯＩＷＡ101
債務者　吉田　　大
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
盛岡地方裁判所一関支部